



日本銀行ワーキングペーパーシリーズ

## 「旅行サービス」推計方法を巡る議論と課題

和田麻衣子\*  
maiko.wada@boj.or.jp

日本銀行  
〒103-8660 日本橋郵便局私書箱 30 号

No.06-J-12  
2006 年 6 月

---

\* 国際局国際収支統計担当

日本銀行ワーキングペーパーシリーズは、日本銀行員および外部研究者の研究成果をとりまとめたもので、内外の研究機関、研究者等の有識者から幅広くコメントを頂戴することを意図しています。ただし、論文の中で示された内容や意見は、日本銀行の公式見解を示すものではありません。

なお、ワーキングペーパーシリーズに対するご意見・ご質問や、掲載ファイルに関するお問い合わせは、執筆者までお寄せ下さい。

商用目的で転載・複製を行う場合は、予め日本銀行情報サービス局までご相談ください。転載・複製を行う場合は、出所を明記してください。

## 「旅行サービス」推計方法を巡る議論と課題

2006年6月\*

和田 麻衣子

### [要 旨]

近年、政府等において、外国から我が国への旅行者誘致を強化する政策が進められている。こうした中、国際収支統計の「旅行サービス」のデータは、旅行者の消費額を示す重要な統計であり、その整備を進めるべきとの意見が示されている。

現行の国際収支統計の「旅行サービス」は、国際収支統計の作成に関する国際的ガイドライン（IMF国際収支マニュアル第5版）に示された定義に沿って作成されている。具体的には、旅行者が使用する支払手段について金額を合計することで推計しているが、「旅行サービス」以外に計上すべき金額の混入の増加や、小額の支出が補足されないといった問題がある。

こうした、足許の問題に対応して、旅行者に対する消費額等についての調査結果を利用して旅行者の消費額を直接推計していくアプローチに移行することが、データの精度向上に資すると考えられる。

また現在、IMF国際収支マニュアル第5版の改訂が議論されており、「旅行サービス」や「旅行者」の定義・範囲も見直しの対象となっている。見直しの内容によっては、現行の基礎データ収集方法では対応できない可能性もある。その場合、中長期的な課題として、基礎データの拡充や推計方法の改善を更に進める必要がある。

---

\* 本稿で行った推定作業については、有田帝馬氏（国際金融情報センター）、大花美鈴氏（日本銀行国際局）の助力を得た。記して感謝したい。また、日本銀行国際局および調査統計局の関係者からの有益な助言に感謝したい。ただし、本稿で述べられている見解は筆者個人に帰するものであり、日本銀行あるいは日本銀行国際局または調査統計局の公式見解を示すものではない。

## 1. はじめに

近年、政府・地方団体等において、外国から我が国への旅行者誘致を強化する政策が進められている。「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2002」(2002年6月)において、観光産業の活性化・休暇の長期連続化が提言されたほか、現在、政府では海外観光宣伝活動等からなるビジット・ジャパン・キャンペーン等を展開している。

観光統計の整備については、国土交通省の「外国人観光客に係る統計情報のあり方に関する研究会」や「観光統計の整備に関する検討懇談会」において、今後我が国で整備すべき統計の基本的イメージ等が検討された。また、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005」(2005年6月)では、経済センサス、サービス統計と並び、観光統計の整備の推進が提言されている。

国際収支統計においては、訪日外国人旅行者の日本における消費額を経常収支の内訳項目の一つである「旅行サービス」の受取として、また出国日本人旅行者の海外における消費額を「旅行サービス」の支払として計上している(図表1)。上記の「外国人観光客に係る統計情報のあり方に関する研究会」や「観光統計の整備に関する検討懇談会」の報告書において、国際収支統計の「旅行サービス」のデータは、訪日・海外旅行者全体の消費額を示す重要な観光統計の一つとして位置付けられている。

(図表1) 国際収支統計の主要項目(2005年中の収支戻)と「旅行サービス」

		(単位: 億円)	
経常収支	182,591	資本収支	140,068
貿易・サービス収支	76,930	投資収支	134,579
貿易収支	103,348	直接投資	47,400
輸出	626,319	証券投資	10,700
輸入	522,971	金融派生商品	8,023
サービス収支	26,418	その他投資	68,456
輸送サービス	5,021	その他資本収支	5,490
旅行サービス	27,659	資本移転	4,460
受取	13,710		
支払	41,369		
その他サービス	6,262		
所得収支	113,817	外貨準備増減	24,562
経常移転収支	8,157	誤差脱漏	17,960

(注) 資本収支および外貨準備増減の「」は資本の流出(資産の増加、負債の減少)を示す。

折しも、日本銀行国際局では、2005年度に「旅行サービス」推計の基礎データとすべく、訪日外国人旅行者および出国日本人旅行者に対して、旅行に関する消費額等につい

ての調査（以下、旅行者アンケート調査）を行った（詳細については、BOX1参照）。その調査結果を、どのように国際収支統計の「旅行サービス」の精度向上につなげて行くのかが、当面の課題となっている。すなわち、現行、「旅行サービス」の推計方法は、複数の基礎データを組み合わせた複雑なものとなっているほか、支払手段の多様化等を反映して、「旅行サービス」以外の取引に伴う金額の混入が排除されていないのが実情である。この点、旅行者アンケート調査の結果の活用が、こうした問題の幾つかを解決するのに有用であると考えられる。

このほか、「旅行サービス」に関する中長期的課題としては、国際通貨基金（以下IMF）が策定した国際収支統計の作成に関する国際的ガイドライン（国際収支マニュアル第5版＜*Balance of Payments Manual, fifth edition*：以下BPM5＞）<sup>1</sup>の改訂に伴う対応がある。我が国をはじめ各国国際収支統計は、1993年に公表されたBPM5に基づいて作成されているが、現在、その改訂に向けた国際的な議論が進められている。「旅行サービス」についても、その定義の変更が議論されており、定義が変更されればそれに対応した統計を作成することが必要となる（次期国際収支マニュアルは、2008年末の完成を目標）。

そこで本稿ではまず、「旅行サービス」の概念と各種推計方法を整理する。その後、今日的なテーマとして、我が国国際収支統計における「旅行サービス」の推計方法に係る課題を指摘し、旅行者アンケート調査の結果を用いた望ましい対応を検討することとしたい。更に中長期的なテーマとして、次期IMF国際収支マニュアルに基づいて国際収支統計を作成しようとする場合に、「旅行サービス」について、追加的にどのような対応が必要になるのかを展望することとする。

## 2. 「旅行サービス」推計にあたっての考え方と方法

### （1）「旅行サービス」の統計上の概念

国際収支統計において、旅行以外のサービスは、サービスの形態（輸送、通信、建設、保険、金融等）により区分されるが、「旅行サービス」は取得した財貨、提供された宿泊、娯楽といったサービスが含まれる。すなわち、BPM5は、「『旅行サービス』は、需要主導型の行為である点において、他の国際サービスの項目と異なる。消費者（旅行者）は、自分の欲する財貨やサービスを求めて、その提供者（訪問先経済圏の居住者）の土

---

<sup>1</sup> 1948年に初めて作成されて以降、順次改訂が重ねられ、現在では1993年に公表された第5版が使用されている。

地に移動する。従って『旅行サービス』は、他のサービスとは異なり、特定の形のサービスではなく旅行者によって消費される様々なサービスの集まりである」（パラ241）としている。

そのうえで「旅行サービス」を、「主として旅行者が、ある経済圏における1年未満の訪問期間中に当該経済圏から取得した財貨およびサービスを計上する」（パラ242）ものと定義している。更に計上対象となる財貨・サービスについては、「旅行者が、自己の使用に供するために旅行先の経済圏で取得した財貨およびサービス」の全てが該当するとし、宿泊、飲食物、娯楽および訪問先経済圏内の交通費、土産品等を示している。

ここでいう旅行者について、BPM5は、「自分が居住者でない経済圏に1年未満滞在する個人をいう」（パラ243）と定義しており、観光・レジャーのみならず出張・研修等の業務目的で滞在する者を含んでいる。ただし、例外として政府が海外に所有する飛び地（軍事基地および自国政府の政府機関）で勤務するために駐在する者は、旅行者とはみなされない。すなわち、軍事基地および自国政府の政府機関に勤務するために駐在する者（外交官およびその他の大使館職員を含む）やその扶養家族は旅行者には含まれず、これらの人々による消費額は、「公的その他サービス」に計上することとされている<sup>2</sup>。また、留学生および医療患者は、自分が居住者でない経済圏に1年以上滞在する場合も引き続き非居住者と位置付けられ、その消費額は、「旅行サービス」に計上することとされている<sup>3</sup>（図表2）。

（図表2）「旅行サービス」の定義

	非居住者		
	旅行者		軍関係者・自国政府機関勤務者 とその扶養家族
	一般の旅行者	留学生・医療患者	
1年未満の滞在期間中に 取得した財貨・サービス	旅行サービス	旅行サービス	公的その他サービス
1年以上の滞在期間中に 取得した財貨・サービス	国際収支統計の計 上対象外（注）	旅行サービス	公的その他サービス

<sup>2</sup> 我が国の場合、海外に派遣されている自衛隊による現地での消費額は「旅行サービス」として計上している。

<sup>3</sup> 留学生・医療患者については、滞在期間が1年以上となる場合でも出身経済圏の家計の一構成員である限り、その経済利益の中心（居住者・非居住者の区分基準）が渡航先ではなく出身経済圏に止まると規定されている。このため引き続き、渡航先における非居住者とされ、その消費は「旅行サービス」に計上することとされている。

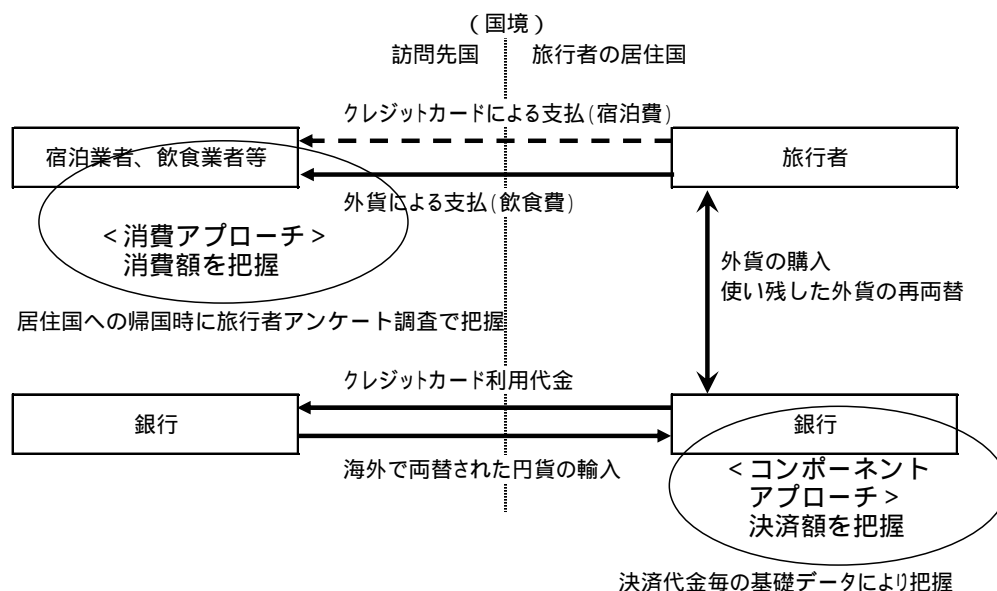
(注) 一般の旅行者(留学生・医療患者以外の旅行者)は、ある経済圏に1年以上滞在することにより当該経済圏の非居住者から居住者に居住性が変わる。このため、その消費額は国際収支統計の計上対象外となる(具体的に、A国の居住者であるB氏がC国に1年以上滞在する場合、B氏はA国ではなくC国の居住者<A国にとっての非居住者>となり、B氏がC国滞在中に取得した財貨・サービスは、A国およびC国国際収支統計の計上対象外となる)。

## (2) 「旅行サービス」の具体的な推計方法

国際収支統計を作成・公表している諸外国において、「旅行サービス」の推計方法は大きく異なる。こうした違いは、各国の旅行者を取り巻く環境や支払手段、更には基礎データ収集体制の違い等を反映したものであると考えられる。

IMFが策定した国際収支統計の基礎データや詳細な作成方法に関する実務指針(国際収支作成ガイド<Balance of Payments Compilation Guide>)では、「旅行サービス」の推計方法について、旅行者による財貨・サービスの取得(消費)、銀行等の旅行代金等の決済機関や支払手段の売買機関(決済等)のいずれの段階のデータを把握して推計するかという観点から、複数のアプローチを示している(図表3)。

(図表3) 「旅行サービス」の推計方法の概念図



(注) 上図では、旅行者がある経済圏における1年未満の訪問期間中に、宿泊、飲食を行い(消費)、その支払手段としてクレジットカード(実際の利用代金は居住国のクレジットカード会社からの依頼で海外送金される)や外貨を用いる(決済等)ケースを示している。

イ．消費額アプローチ（types of services acquired by travelers approach）：消費額を把握

- ・旅行者の消費額やその内訳（宿泊費、飲食費、土産物等）金額を、旅行者や宿泊業者・飲食業者・土産物屋等に対するアンケート調査、家計調査等により把握し、推計する方法。
- ・旅行者に対するアンケート調査は標本調査として行われ、旅行直後の旅行者を対象に空港や港湾、国境等で行なわれることが多い。

—— 消費額アプローチと同じ概念に基づくアプローチのうち、旅行者一人当り消費額推計値に旅行者数を乗じる方法を特に、データモデルアプローチ（data model approach）と呼ぶことも多い。本稿では、消費段階のデータを把握するという点に注目し、当該アプローチも消費額アプローチに含めている。

ロ．コンポーネントアプローチ（instruments used by travelers for payment of services approach）：決済額を把握

- ・旅行者が用いた支払手段の金額を、銀行等の旅行代金等の決済機関や支払手段の売買機関に対する調査により把握し、推計する方法。
- ・旅行先で使用したクレジットカード代金の決済代金、旅行先で使用するために居住国で入手した外貨や旅行小切手の金額、パッケージツアー代金のうち旅行先の国との間で受払された金額といった、旅行に伴う支払手段毎の基礎データを積み上げることが多い。

ハ．相手国データアプローチ（partner country data approach）：供給額を把握

- ・旅行者に対する財貨・サービスの供給国（訪問先国）との基礎データ交換・共有等により、旅行者の消費額やその内訳金額を把握し、自国の「旅行サービス」の支払金額を推計する方法。

IMF国際収支作成ガイド等では、消費額アプローチとコンポーネントアプローチには、それぞれメリット・デメリットがあるとしており（図表4）、いずれのアプローチが望ましいかという全般的な評価は示していない。現状、「旅行サービス」推計にあたっ

での主要なアプローチは、消費額アプローチとコンポーネントアプローチとなっている<sup>4</sup>。

(図表4) 「旅行サービス」推計にあたっての主要なアプローチのメリット・デメリット

	消費額アプローチ	コンポーネントアプローチ
特徴	回答者：特定多数の一般個人 基礎データ：回答義務のない統計目的の旅行者アンケート調査	報告者：特定少数の金融機関、一般事業法人 基礎データ：報告義務のある行政目的の報告書
メリット	基礎データ ・内容（調査項目、質問の仕方、使用言語等）の変更にあたって、法律の改正、事前の通知、統計作成者側のシステム面での対応が不要。 ・IMF 国際収支マニュアルや国内外ニーズに合致した設計・見直しが可能。	回答者 ・相対的に報告精度が高い。  基礎データ ・「旅行サービス」に係る支払手段の全てをカバーすることはできないが、精度の高い統計を作成することが可能。
デメリット	回答者 ・調査員の対人能力や回答者の協力度合いが十分でなければ、データの精度を維持することが困難。  基礎データ ・精度の高いデータを得るためには、ある程度大規模な標本数を定期的に確保することが不可欠であり、統計作成負担が重い。	基礎データ ・内容（報告項目等）の変更にあたって、法律の改正、事前の通知、統計作成者側のシステム面での対応が必要。 ・IMF 国際収支マニュアルや国内外ニーズを受けた柔軟な設計・見直しが困難。 ・報告下限金額引上げに伴ってデータのカバレッジが低下。

(出所) IMF国際収支作成ガイド等により作成。

(注1) 消費額アプローチにおいては、宿泊業者や飲食業者、土産物屋等に対するアンケート調査、家計調査等により旅行者一人当たり消費額を把握することも考えられる。もっとも、飲食業者や土産物屋に対するアンケート調査では、旅行者を居住者・非居住者に区分することが困難であるほか、旅行者が消費を行う場所を特定することが困難である。また、家計調査等では、旅行時点と調査時点に一定のタイムラグがあり、回答が不正確になる可能性がある。こうした点に鑑み、上表では消費額アプローチのうち、旅行者アンケート調査を基礎データとして利用した場合について取りまとめた。

(注2) 各国の状況を踏まえて整理されたものであり、必ずしも全ての評価が我が国に当てはまる訳ではない。

<sup>4</sup> 相手国データアプローチは、相手国データを入手するのに一定の時間がかかるほか、データ授受に係る取り決めが困難であるという難点がある。このため、統計精度向上を企図として、二国間データのミラー分析（不整合の発見と原因の究明）に用いられるのが主であり、公表データの推計方法としては一部の国で取り入れられているに止まる。



### (3) 諸外国の「旅行サービス」推計方法

我が国は、前述のアプローチのうち、コンポーネントアプローチを採用している。これは従来より、国際収支統計作成にあたっての根拠法である「外国為替及び外国貿易法」（以下、外為法）により、旅行代金等の決済機関や支払手段の売買機関から、国際収支統計作成に必要なデータの報告を受けることができることに起因している。

一方、諸外国における「旅行サービス」の推計方法をみると、韓国において我が国の様なコンポーネントアプローチを採用しているが、これを除くと、消費額アプローチを採用している国が大半である（図表5）。

各国が消費額アプローチを採用している理由は、国毎に異なっている。例えば、EU諸国の多くは、統一通貨ユーロの導入（2002年1月）以降、ユーロ域内の旅行にあたって外貨との両替がなくなったため、自国通貨と外貨との両替金額を重要な基礎データとするコンポーネントアプローチを用いることができなくなり、消費額アプローチに移行した。一方、米国、香港、シンガポール等では、旅行代金等の決済が報告の対象となっていないほか、自国通貨と外貨との両替と旅行者による消費との関連性が相対的に低いという状況もあって、長い間、消費額アプローチが用いられてきた。

（図表5）諸外国の「旅行サービス」推計方法

	日本	韓国	米国	EU 諸国	シンガポール、 タイ、中国、香港、 マレーシア等
消費額アプローチ					
コンポーネントアプローチ					

（出所）IMFデータ公表基準掲示板（<http://dsbb.imf.org/Applications/web/sddscountrylist/>）、各国資料等により作成。

「旅行サービス」の推計方法については、EU諸国の例のように、支払手段が変化する中でコンポーネントアプローチでは「旅行サービス」の精度を維持できないとして、消費額アプローチに移行する例はあるが、その逆のケースはみられていない。もちろん、消費額アプローチにも、旅行者一人当たり消費額を把握するために定期的・大規模な旅行者アンケート調査を実施する作業負担が生じるほか、アンケート調査に固有の精度上の

限界があるが、規制緩和が進む環境下では、コンポーネントアプローチを採用する前提となる旅行代金等の決済や支払手段の売買に関する報告制度の確立に大きなコストを要することから、消費額アプローチからコンポーネントアプローチに移行するのは困難であるように見受けられる<sup>5</sup>。

### 3. 我が国の「旅行サービス」の推計方法

#### (1) 受取・支払総額の推計方法

コンポーネントアプローチに基づく我が国の「旅行サービス」の推計方法は、外為法に基づく非居住者との資金決済に関する報告書（支払又は支払の受領に関する報告書<以下、支払等報告書><sup>6</sup>）や、支払手段の売買に関する報告書（後述）を基本としながら、これでは十分に把握できない部分を、旅行者アンケート調査によって得られたデータで補完することにより推計している。

#### イ. 受取

受取総額の推計に用いる基礎データは以下のとおりである。

- ・支払等報告書（青色）
- ・外国通貨又は旅行小切手の売買に関する報告書（以下、両替報告書）<sup>7</sup>、外国通貨又は旅行小切手の買入れ等に関する報告書（以下、買入れ報告書）<sup>8</sup>（黄色）
- ・2002年度旅行者アンケート調査<sup>9</sup>（桃色）

<sup>5</sup> ただし、クレジットカード会社から非居住者との資金決済に関する基礎データの提供を受け、旅行者アンケート調査等から得られたクレジットカードによる支払割合を用いて、「旅行サービス」の速報計数の推計等に利用している国もみられる。

<sup>6</sup> 外国為替の取引等の報告に関する省令（以下、報告省令）別紙様式第1～4。居住者が、非居住者との30百万円相当額超の非居住者との資金決済額を報告するもの。

<sup>7</sup> 報告省令別紙様式第29。本邦にある金融機関等が、本邦にいる者（訪日中の非居住者を含む）と売買した外国通貨や旅行小切手の売買合計額を報告するもの。

<sup>8</sup> 報告省令別紙様式第44。本邦にある金融機関が、外国から帰国した居住者から買入れた外国通貨や旅行小切手の買入れ額を報告するもの。

<sup>9</sup> 財務省が2002年度に実施した「訪日外国人旅行者消費額等の動向調査」の報告書を指す（<http://www.mof.go.jp/jouhou/kokkin/tyousa2002tyousa.htm>）。「旅行サービス」の受取に関しては、訪日外国人が母国等で調達した円貨の持込みや日本国内のCD・ATMからの引出し等により支出にあてた場合、支払等報告書や両替報告書ではこれを把握することができないため、2002年度に旅行者アンケート調査を初めて実施した。

(図表6-1) 各基礎データが「旅行サービス」受取に占める割合と金額 (2005年中)

基礎データ	割合 (金額)
支払等報告書 旅行会社等から提出されるもの	約 1% (約 137 億円)
クレジットカード会社から提出されるもの	約 23% (約 3,153 億円)
両替報告書等	約 14% (約 1,919 億円)
2002 年度旅行者アンケート調査	約 62% (約 8,500 億円)
合計	100.0% (13,710 億円)

(図表6-2) 受取の推計方法

A: 旅行会社等を経由する旅行代金	消費額 (= 国際収支統計の計上額)
B: クレジットカード利用額	「A+B+C+E+F+G-I-J」により推計。
C: 円貨のうち日本国内で外貨を両替して入手したもの	
D: 外貨のうち日本国内で円貨へ両替しなかったもの	
E: 円貨のうち外国から持込んだもの	H: 外貨のうち使い残して外貨として外国へ持出すもの
F: 円貨のうち日本国内で CD・ATM から引出したもの	I: 円貨のうち使い残して外貨に両替して外国へ持出すもの
G: 円貨のうち旅費に充てた日本国内での収入	J: 円貨のうち使い残して円貨として外国へ持出すもの

(注1) 黄色部分は、「本邦にある金融機関が買入れた外貨額 (A)」 - 「A×本邦にある金融機関が帰国した居住者から買入れた外貨額の比率 < 通称、持帰り比率 >」により算出。「本邦にある金融機関が買入れた外貨額」については両替報告書、「本邦にある金融機関が居住者から買入れた外貨額の比率」については買入れ報告書を利用。

(注2) D、Hについては基礎データが把握できていない。もっとも、日本国内において外貨が支払手段として流通している地域・店舗等は少ないため、DとHは同額とみなしている。

(注3) 円貨は訪日外国人が所持する円貨。外貨は訪日外国人が所持する外貨。

## ロ．支払

支払総額の推計に用いる基礎データは以下のとおりである。

- ・支払等報告書（青色）
- ・両替報告書、買入れ報告書（黄色）
- ・2002年度旅行者アンケート調査（桃色）
- ・本邦通貨の輸入実績に関する報告書（以下、輸入実績報告書）<sup>10</sup>

（図表7-1）各基礎データが「旅行サービス」支払に占める割合と金額（2005年中）

基礎データ	割合（金額）
支払等報告書 旅行会社等から提出されるもの	約 8%（約 3,310 億円）
クレジットカード会社から提出されるもの	約 34%（約 14,065 億円）
両替報告書等	約 12%（約 4,964 億円）
2002 年度旅行者アンケート調査	約 18%（約 7,446 億円）
輸入実績報告書	約 28%（約 11,583 億円）
合計	100.0%（41,369 億円）

（図表7-2）支払の推計方法

A：旅行会社等を経由する旅行代金	消費額（＝国際収支統計の計上額） 「A+B+C-J+外国での円貨使用額」により 推計。
B：クレジットカード利用額	
C：外貨のうち日本国内で円貨から両替したもの	H：円貨のうち使い残して円貨として日本へ持込むもの
D：外貨のうち外国で円貨から両替したもの	
E：円貨のうち外国で外貨へ両替しなかったもの	I：外貨のうち使い残して円貨に両替して日本へ持込むもの
F：外貨のうち外国で CD・ATM から引出したもの	J：外貨のうち使い残して外貨として日本へ持込むもの
G：外貨のうち旅費に充てた外国での収入	

（注1）黄色部分のうち、Cは「本邦にある金融機関が売却した外貨額」により算出する一方、Jは「本邦にある金融機関が買入れた外貨額」×「本邦にある金融機関が帰国した居住者から買入れた

<sup>10</sup> 報告省令別紙様式第 30。本邦にある金融機関が、非居住者から輸入した本邦通貨の輸入額を報告するもの。

外貨額の比率〈通称、持帰り比率〉」により算出<sup>11</sup>。本邦にある金融機関が売却した・買入れた外貨額」については両替報告書<sup>12</sup>、「本邦にある金融機関が居住者から買入れた外貨額の比率」については買入れ報告書を利用。

(注2) 円貨は出国日本人が所持する円貨。外貨は出国日本人が所持する外貨。

(注3) 上図のD~I(網掛部分)については基礎データが把握できていないが、「外国での円貨使用額」として「D+E-H-I」を推計。具体的には、「外国での円貨使用額」のうち、「訪日外国人が持込む円貨」を2002年度旅行者アンケート調査、「金融機関を經由して還流する円貨」を輸入実績報告書により推計している<sup>13</sup>。

## (2) 国・地域区分、業務・業務外区分の推計方法

国・地域区分、業務・業務外区分<sup>14</sup>の推計方法は、受取・支払それぞれの総額を、他機関の調査に基づく比率で按分することで推計している(詳細については、BOX2参照)。

## (3) 推計方法に係る課題

現行の「旅行サービス」の推計方法は、我が国の報告制度に良く合致したもので、従来、精度の高い「旅行サービス」のデータを推計できたものと考えられる。しかしながら、現在、以下のような問題が生じてきている。

### イ. 「旅行サービス」以外の取引に伴う金額の混入

支払等報告書、両替報告書等、輸入実績報告書には「旅行サービス」以外の取引に伴う金額が混入する(図表8)余地があるが、近年、そうした混入金額が増加傾向にあり、統計の精度向上に対する障害となっている。

---

<sup>11</sup> Jは、一定のタイムラグはあるものの、円貨への換金を目的に本邦にある金融機関に持込まれるとの想定に基づいている。

<sup>12</sup> 従来、訪日外国人が日本滞在中に使い残した円貨を出国時に外貨に再両替する(本邦にある金融機関から外貨を購入する)ケースは想定しておらず、両替報告書によって報告される本邦にある金融機関の売却は全て居住者向けとして取扱っている。

<sup>13</sup> 本邦にある金融機関による円貨の輸出はあまり多くないことから、出国日本人が外国で使用した円貨が、訪日外国人によって持ち込まれる、もしくは金融機関を經由して還流するとの仮定に基づいて両者を合計している。

<sup>14</sup> 国民経済計算上、「旅行サービス」の業務旅行はビジネスに係る中間支出、同・業務外旅行は最終消費支出に相当するため、国民経済計算の作成にあたり、国際収支統計の「旅行サービス」の業務・業務外区分が必要となる。このため、BPM5では、「旅行サービス」を目的別に区分した業務旅行、業務外旅行データについても、国際収支統計の標準構成項目(分析目的に鑑み、その作成が強く奨励されている項目)と位置付けている。

例えば、支払等報告書で報告されるクレジットカード利用による非居住者との資金決済は、従来であれば訪日・海外旅行時の旅行先での支出に係る代金決済が主であったとみられるが、近年では財貨として貿易収支に計上すべきインターネットショッピングや、通信・情報サービスとして計上すべき海外企業が提供するサービスの利用代金が増加していると考えられる。

また最近では、日本に寄港した外国人船員が、中古車を購入して持ち帰る取引が増えているとされている。中古車業者が、外国人船員による中古車購入代金（主に米ドルキャッシュ）を円貨に両替した場合、その金額は旅行者による両替とともに両替報告書において報告されている。こうした取引は、「旅行サービス」というよりも、シャトルトレード（旅行者による商用目的での財貨の取得）と捉え、財貨として貿易収支に計上すべきものである。

更に円貨の還流額には、外国人労働者が労働者送金として本国に持ち帰った円貨も含まれると思われる。

こうした「旅行サービス」以外の取引に伴う金額は、区分して報告されることが望ましいが、実務的には容易ではないケースが多い。

（図表8）現行報告における「旅行サービス」以外の取引の混入

<p>イ．クレジットカード利用額（支払等報告書により報告）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・インターネットショッピングの決済代金：貿易収支</li> <li>・海外企業のクーリエサービス利用料の決済代金：通信サービス（その他サービスの内訳項目）</li> <li>・コンピューターのデータベース使用料の決済代金：情報サービス（その他サービスの内訳項目）</li> <li>・出稼ぎ労働者による本国家族への送金：労働者送金（経常移転収支の内訳項目）等が混入。</li> </ul>
<p>ロ．金融機関による両替額（両替報告書等により報告）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中古車業者による、外国人船員が購入した中古車代金の両替額：貿易収支</li> <li>・外国人労働者による本国持帰り外貨の調達：労働者送金</li> <li>・居住者による投資目的の両替額：居住者取引として国際収支統計の計上対象外、等が混入。</li> </ul>
<p>ハ．円貨の還流額（輸入実績報告書により報告）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・外国人労働者による本国持帰り円貨：労働者送金</li> <li>・海外での円貨による商品買付け代金：貿易収支、等の還流分が混入。</li> </ul>

## ロ．長期留学生等の消費額の把握

海外から日本への大学等への長期留学生は11.5万人（独立行政法人日本学生支援機構「留学生受入れの概況」＜2005年調査＞）に、日本から海外の大学等への長期留学生の数は7.8万人（文部科学省「我が国の留学生制度の概要」＜2005年度調査＞）に上っている。

これら長期留学生による消費額は、「旅行サービス」に計上されるべきものであるが、現行の「支払等報告書」の報告下限金額（30百万円）の下では、授業料や生活費等の支払の多くが捕捉漏れとなっていると考えられる。

このほか、金額的には大きくはないと考えられるが、海外から日本に来て、ないし日本から海外に出向いて治療を受ける患者の消費も「旅行サービス」に計上されるべきであるが、「支払等報告書」を基礎データとして利用する現行の方法では十分に把握されていないとみられる。

## ハ．一部基礎データの更新

受取・支払総額を推計するために用いる旅行者アンケート調査については、2002年度の調査に基づくほか、国・地域区分、業務・業務外区分を推計するために用いる国際観光振興機構（以下JNTO）外客消費額調査については、1994年度の調査に基づくものとなっている。いずれについても、最近の動向を正確に捉えていない可能性があるため、新しい調査により更新する必要がある。

## 4．消費額アプローチによる「旅行サービス」推計の試み

### （1）旅行者アンケート調査の利用

前述のように、コンポーネントアプローチに基づく「旅行サービス」の推計に幾つかの問題が生じている状況下、前述のとおり、旅行者アンケート調査を通じて旅行者一人当たり消費額のデータが得られたことにより、以下のような方法で、消費額アプローチに基づく「旅行サービス」の推計が可能になると考えられる（ここで、一人当たり消費額に関する基礎データは、旅行者アンケート調査により入手。旅行者数については後述する）。

旅行者一人当り消費額 × 旅行者数

= ( 個人客一人当り消費額 × 個人客の割合 + ツアー客一人当り消費額 × ツアー客の割合 ) × 旅行者数

個人客一人当り消費額 : 訪日・海外旅行の支出総額 - 渡航のための航空運賃 - 土産物等物品購入のうち商用目的のもの

ツアー客一人当り消費額 : 訪日・海外旅行に係るツアー代金 + 訪日・海外旅行に係るツアー代金以外の支出額 - 渡航のための航空運賃相当額 ( 推計値 < 後述 > ) - 土産物等物品購入のうち商用目的のもの

## イ．旅行者数の算出

旅行者一人当り消費額については、訪日外国人旅行者と出国日本人旅行者との間で水準が異なると考えられる。そこで、それぞれの一人当り消費額に、訪日外国人旅行者数、出国日本人旅行者数を乗じることが適当と考えられる。旅行者数についてはJNTO「訪日外客数」、「出国日本人数」等に、一定の調整<sup>15</sup>を行ったうえで利用する。

消費額アプローチの場合、別途の参考データが得られなければ、旅行者アンケート調査により把握された旅行者一人当り消費額が、次回の調査結果が利用可能になるまで使用される。旅行者の消費行動はそうそう頻繁に変化するとは考えられないため、こうした取扱いとすることは妥当と考えられる。これに対し、旅行者数は毎月大きく異なり、その増減を把握できなければその時々「旅行サービス」の金額を把握しているとは言い難い。この点、毎月公表されている上記の旅行者数に関する統計を用いて更新することにより、月次で作成している国際収支統計において、その時々「旅行サービス」の金額を推計することができる。

## ロ．渡航費用（航空運賃）の控除

旅行者一人当り消費額の推定にあたり、海外と日本との間の渡航費用（航空運賃）を、「旅行サービス」から除くべきである。これは、BPM5において「『輸送サービス』の旅客サービスに計上される旅行者の国際輸送は、『旅行サービス』から除かれる」（パラ242）とされているためである。

<sup>15</sup> 例えば、旅行者の定義（自分が居住者でない経済圏に1年未満滞在する個人）に合致するよう、法務省データを利用して「入国外国人」に占める「1年以内の本邦滞在外国人」、「帰国日本人」に占める「1年以内の海外滞在日本人」の割合を算定し、これを旅行者数に乗じている。



今回の旅行者アンケート調査では、パッケージツアーを使わずに渡航する旅行者（以下、個人客）については、その他の支出とは別個に航空券を購入しているため、支出総額の内訳項目の一つとして航空運賃に関する回答を得ている。

これに対し、パッケージツアーを利用した旅行者（以下、ツアー客）については、航空運賃がパッケージツアー代金に含まれていることが大半であり、ツアー客自身が航空運賃を把握していない。「旅行サービス」を推計するためには、何らかの方法で航空運賃相当額を除く必要がある。この点について、諸外国の例をみると大別して下記の3通りの方法があるが、日本の実状に照らすと、「旅行者アンケート調査の結果を利用する方法」が適当であると考えられる（旅行者アンケート調査の結果を利用する方法も幾つか考えられるが、この点についてはBOX3参照）。

#### 国際航空運送協会（以下IATA）、航空会社等から基礎データ入手する方法

IATA包括旅行運賃、キャリア包括旅行運賃（IATA包括旅行運賃を上限に、主要キャリアがパッケージツアー代金に含まれる航空運賃の上限を公表しているもの）が入手できる場合にこれを利用する。

#### 旅行会社、観光関連機関等から基礎データ入手する方法

パッケージツアー代金のうち、航空会社への支払（航空運賃）のほか、宿泊業者・飲食業者・バスや電車等の現地交通機関への支払、旅行会社手数料等の内訳が入手できる場合にこれを利用する。

また、フリー型パッケージツアーの延泊に係る追加代金情報を、パッケージツアー代金に組み込まれている宿泊費や飲食費と同額とみなすほか、パッケージツアー代金に占める旅行会社手数料を財務情報やヒヤリング調査等で入手し、これらをパッケージツアー代金から控除することで、航空運賃相当額を推計するといった方法もみられる。

#### 旅行者アンケート調査の結果を利用する方法

### 八．シャトルトレードの控除

更に、「旅行サービス」の定義（旅行者が、自己の使用に供するために旅行先の経済圏で取得した財貨およびサービス）に合致するよう、土産物等物品購入のうち商用目的のものについては、旅行者アンケートにより把握し、「旅行サービス」から除外することとする。

以上により、「旅行サービス」に計上すべき金額（2005年中推計値）は、訪日外国人旅行者による本邦での消費額（受取）で年間約7,000億円、日本人海外旅行者による海外での消費額（支払）で年間約2.7兆円という試算結果が得られる。

## （2）他の基礎データの利用によるカバレッジの補足

上記により、消費額アプローチによる「旅行サービス」が一応推計されたことになる。しかしながら、旅行者アンケート調査では対象外としている旅行形態（長期留学生等）や、必ずしも十分に把握できないと考えられる旅行形態（例えば、企業が顧客を訪日・海外旅行に無料招待する場合や、企業が会社負担で従業員を研修・出張<sup>16</sup>に派遣する場合）がある。それらについては、他の基礎データを用いてその消費額を把握して加算することが適当である。

また、費用対効果の面から、旅行者アンケート調査は標本調査となることが一般的であり、高額な消費を行った比較的少数の旅行者を捉えることが困難となる結果として、調査から得られた一人当たり消費額（標本平均）が旅行者全体の一人当たり消費額（母集団平均）よりも、どちらかといえば小さくなる可能性がある。このため、「旅行サービス」を正確に推計するうえでは、別途の基礎データで補完することが有用であることが、各国の統計作成当局の間で議論されている（旅行者アンケート調査の一人当たり消費額の分布とバイアスについては、BOX4参照）。

こうしたことから、「旅行サービス」の推計方法は、旅行者アンケート調査を利用した「消費額アプローチ」を「支払等報告書」を含む入手可能な基礎データで補うことが適当であると思われる。

### イ．長期留学生等による消費額の推計

まず、今回の旅行者アンケート調査では、1年以上海外に滞在した日本人留学生ないし1年以上日本に滞在した外国人留学生は、調査の対象外としている。これらの長期留学生は滞在期間が長く、滞在中の支出を空港において正確に聴取することが困難と考えられるためである。

外国人留学生による本邦での消費額の推計にあたっては、独立行政法人日本学生支援

機構「留学生受入れの概況」により海外から日本への長期留学生数が把握できるほか、財団法人日本国際教育協会「私費外国人留学生生活実態調査」により、授業料を含む1か月当りの生活費（自己負担による消費額を含む）が把握できる。

一方、日本人留学生による海外での消費額の推計にあたっては、文部科学省「我が国の留学生制度の概要」により日本から海外への長期留学生数、その授業料奨学金、授業料を除く1か月当りの奨学金（ともに国費海外派遣制度に基づく金額）が把握できる。奨学金以外の自己負担による消費額は把握できないが、これらの基礎データを用いることにより、消費額の大半を推計することができると考えられる。

これらの基礎データを用いると、長期留学生による消費額（2005年中推計値）は、1年以上滞在する外国人留学生による本邦での消費額（受取）で年間約2,000億円、1年以上海外に滞在する日本人留学生による海外での消費額（支払）で年間約4,000億円と推計される（図表9）。

推計に利用する調査は毎年度公表されているため、消費額の年間推計値を毎年更新することが可能である。もっとも月次の計数については手がかりが得られない。このため、毎月の国際収支統計においては、次善の策として、前年の調査を利用した年間推計値を12等分して計上するのが適当であると考えられる。

---

<sup>16</sup> うち旅行者が現地で立替え精算を行わなかったものを示す（以下同じ）。

(図表9) 長期留学生による消費額の推計

1年以上滞在する外国人留学生による 本邦での消費額	1年以上海外に滞在する日本人留学生による 海外での消費額
<p>約 2,000 億円/年                      = 授業料を含む 1 か月当りの生活費×12 か月×(留                      学生総数—短期留学生)                      = 1,207.55 ドル×12 か月×115,085 人</p> <p>(出所) 独立行政法人日本学生支援機構「留学生                      受入れの概況」(2005 年調査)                      財団法人日本国際教育協会「私費外国人                      留学生生活実態調査」(2004 年調査)</p>	<p>約 4,000 億円/年                      = (授業料奨学金 + 授業料を除く 1 か月当りの奨                      学金×12 か月)×長期留学生数                      = (30,000 ドル + 105,000 円×12 か月)×16,084 人                      (中国) + (30,000 ドル + 175,000 円×12 か月)                      ×61,719 人(中国を除く)</p> <p>(出所) 文部科学省「我が国の留学生制度の概要」                      (2005 年度調査)</p> <p>(注 1) 授業料奨学金は 30,000 ドルを上限とした                      実績額が支給される。推計にあたっては、                      全ての留学生の授業料が 30,000 ドルと仮定                      した。</p> <p>(注 2) 授業料を除く 1 か月当りの奨学金は派遣                      地域によって異なるため、中国は下限金額、                      それ以外は上限金額を用いて推計した。</p>

#### ロ. 「支払等報告書」の利用

空港での旅行者アンケート調査で把握できない性質の消費額のうち、1件当りの受払額が30百万円超となるものについては、「支払等報告書」で把握できる。例えば、海外派遣された自衛隊員の現地での消費、本邦・海外での高額な治療費、旅行者が自己負担していない旅費（例えば、企業が顧客を訪日・海外旅行に無料招待する場合の宿泊費、企業が会社負担で従業員を派遣する場合の研修・出張費等）がある。これらは、空港での旅行者アンケート調査で把握することは難しいが、「支払等報告書」において、取引の内容が「旅行及び留学等に係る経費（渡航中の居住者・非居住者が外国・本邦内で受ける医療費の受払を含む）」として報告される<sup>17</sup>ため、把握可能である。これらの金額は、受払のあった月の「旅行サービス」に加算することが適当である。

「支払等報告書」において、2006年1～3月に報告された計数を基に推計すると、この

<sup>17</sup> 「支払等報告書」において、報告者は受払の目的を「国際収支項目番号」という番号で示すことが

ような方法によって加算される金額は、受取、支払ともに年間約100～200億円と推計される。

### (3) 旅行者一人当たり消費額の推計値

上記のように、「消費額アプローチ」を基本としつつも、それで捉えきれない消費を補う手法によると、「旅行サービス」の金額は、2005年中において受取（訪日外国人旅行者による本邦での消費額+1年以上滞在する外国人留学生による本邦での消費額）が約9,000億円、支払（出国日本人旅行者による海外での消費額+1年以上滞在する日本人留学生による海外での消費額）が約3.1兆円と推計される（図表10）。

（図表10）消費額アプローチに基づく2005年中の「旅行サービス」推計値

（単位：億円）

	消費額アプローチに基づく推計値	（参考）従来のコンポーネントアプローチによる計数
受取	約 9,000	13,710
支払	約 31,000	41,369

消費額アプローチに基づく「旅行サービス」の推計値は、従来の方法で推計された国際収支統計における「旅行サービス」の金額（受取で約1.4兆円、支払で約4.1兆円）を下回っている。その要因については、以下のように考えられる。

第一に、更新された基礎データが、近年の旅行者の消費動向を反映していると考えられる。すなわち、近年、アジアからの訪日外国人旅行者およびアジアへの出国日本人旅行者の旅行者全体に占める割合が増えてきているが、こうした旅行者の消費額は、欧米からの訪日外国人旅行者および欧米への出国日本人旅行者の消費額に比べて少ない。こうした変化は全体の消費額を減少させる方向に寄与する。

第二に、「旅行サービス」のカバレッジが精緻化されたと考えられる。すなわち、「旅行サービス」以外の取引に伴う金額が排除されていることが挙げられる。こうした変更は推計値を押し下げる方向に寄与する。この点、消費額アプローチに基づく「旅行サービス」のカバレッジを整理すると（図表11）、BPM5が提言する内容により近いものとな

---

求められており、「旅行及び留学等に係る経費」については111で報告される。

る（網掛け部分は、BPM5が規定する範囲により近くなることを示す）。

（図表11）「旅行サービス」のカバレッジとBPM5が規定する範囲

	旅行者	
	一般の旅行者	留学生・医療患者
1年未満の滞在期間中に取得した財貨・サービス	<自己負担で取得したもの> コンポーネントアプローチ：× 「旅行サービス」以外の取引に伴う金額が混入 消費額アプローチ：	コンポーネントアプローチ： 消費額アプローチ： 留学生は、医療患者は
1年以上の滞在期間中に取得した財貨・サービス	<自己負担せずに取得したもの> コンポーネントアプローチ： 消費額アプローチ：	コンポーネントアプローチ： 消費額アプローチ： 留学生は、医療患者は

（凡例）「 」：BPM5が規定する「旅行サービス」の範囲と合致しているもの。

「 」：合致しているものの「支払等報告書」の報告下限金額（30百万円）が存在するため把握が十分でない可能性があるもの。

「×」：合致していないもの。

この他、国・地域区分、業務・業務外区分については、旅行者アンケート調査の利用に伴って基礎データが更新されることにより、最近の動向を適切に捉えることができると考えられる。

以上により、「旅行サービス」の推計方法を消費額アプローチに基づく方法に変更することが適当と考えられる。

## 5 . IMF国際収支マニユアルの改訂に向けた議論と考えられる我が国の対応

ここまで、今日的なテーマとして、現行のIMF国際収支マニユアルであるBPM5を前提に、我が国における「旅行サービス」作成方法の改善について検討した。しかしながら、より中長期的な視野に立つと、2008年末の完成を目処にIMF等国際機関や各国の統計作成当局の間で議論が進められているIMF国際収支マニユアルの改訂と、それに対応した

統計作成が課題となる。

「旅行サービス」については、経済協力開発機構（以下OECD）とユーロスタット共同主催でIMF、国際連合、世界貿易機構のほか、我が国を含め諸外国の統計作成当局が参加している「OECD - ユーロスタットサービス貿易専門家会議」、その下部組織にあたる「国際サービス貿易統計タスクフォース」において、「旅行サービス」や旅行者の定義を一部変更する方向で議論が進められている。両会合はサービス貿易に関する専門家グループであり、当該議論の様子はIMF国際収支マニュアルの改訂に関する意思決定機関であるIMF国際収支委員会（IMF等関連国際機関のほか、IMF加盟国の統計作成当局が集まり、年に一度開催するもの）に報告され、次期IMF国際収支マニュアルに導入される可能性が高い。

具体的に、*BPM5*では「旅行サービス」を「主として旅行者が、ある経済圏における1年未満の訪問期間中に当該経済圏から取得した財貨およびサービスを計上する」と定義しているが、上記タスクフォースでは、このうち「旅行者」および「財貨およびサービス」の定義を、以下のように変更する方向で議論が進められている。こうした変更が実現すると、我が国においては旅行者アンケート調査や支払等報告書の見直しといった基礎データの拡充が必要となろう。

#### イ．旅行者の定義の拡大

*BPM5*は、軍関係者・自国政府機関勤務者（外交官等）とその扶養家族を旅行者に含めていない。これは、駐在先における軍関係者・自国政府機関勤務者の個人的支出（財貨・サービスの取得）の原資が、自国政府機関が提供した給与等に基づいている以上、自国と、軍隊、大使館、領事館が駐在する経済圏との政府サービス取引に該当するとの見方に基づくものと考えられる。

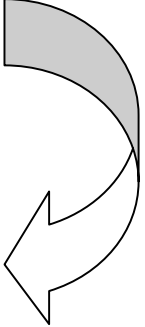
しかしながら、非居住者でありながら、軍関係者・自国政府機関勤務者とその扶養家族の消費額を「旅行サービス」に含めていないのは、全体の枠組みの中で不整合な点を残す（図表11）。さらにこの点については、統計利用者にとって分かり難いと指摘されていたほか、統計作成実務上も、軍関係者・自国政府機関勤務者とその扶養家族による消費額を把握することは困難であることが、各国統計作成当局から指摘されていた。

こうした中、次期IMF国際収支マニュアルでは、軍関係者・自国政府機関勤務者とその扶養家族についても、1年未満の滞在であれば旅行者に区分する対象とし、それらの人々による消費額を「旅行サービス」に計上することが提案されている。こうした変更

は上記の問題点を解決するものであり、望ましいものであると考えられる。

(図表11) 「旅行サービス」の定義と旅行者の範囲  
 ~1年未満の滞在期間中に取得した財貨・サービス~

< 現行 >		
非居住者		
旅行者		軍関係者・自国政府機関勤務者 とその扶養家族
一般の旅行者	留学生・医療患者	
旅行サービス		公的その他サービス
< 見直し後 >		
非居住者		
一般の旅行者	留学生・医療患者	軍関係者・自国政府機関勤務者 とその扶養家族
旅行サービス		



(注) 1年以上の滞在期間中に取得した財貨・サービスについては、現行の定義から変更なし。

我が国では現在、軍関係者・政府機関勤務者とその扶養家族による消費額は、1件当りの受払額が30百万円超となる場合は、「支払等報告書」により国際収支項目番号482(政府機関、国際機関に関連するその他の費用<外交官、軍人等の個人的支出に係る受払を含む>)で報告され、「公的その他サービス」に計上している。旅行者の定義が拡大された場合でも、1年未満の滞在者による消費額を特定することができれば、計上項目を「公的その他サービス」から「旅行サービス」に変更することで対応可能と思われる。もっとも、駐在期間が1年未満となる軍関係者・自国政府機関勤務者は多くないとみられ、旅行者の定義の拡大が「旅行サービス」全体に与える影響は限定的である可能性が高い。

#### ロ．財貨・サービスの範囲の明確化

BPM5では、旅行者が「自己の使用に供するために旅行先の経済圏で取得した財貨およびサービス」を全て計上することとされている。この定義において、無償で取得した財貨・サービスも計上対象とする(帰属計算して移転にも対応計上する)ことを、より強



く推奨する方向で議論が進められている。

—— BPM5においても、「財貨およびサービスは、旅行者、またはその代理人によって支払われるか、または無償で旅行者に提供される（例えば公的訪問者もしくは親族・知人が受ける無料の食事付の部屋）」（パラ250）として、無償で取得した財貨・サービスも計上の対象としている。もっとも、同時に「実際には、無償で供与された財貨およびサービスに関する資料は、通常は入手できない」（パラ250）と基礎データが入手困難であり、計上対象とならない場合があることを許容している。

無償で取得した財貨・サービスを「旅行サービス」に含めないと、旅行者が取得する財貨・サービスの性質は有償と無償とで変わらないのに、有償のもののみが国際収支統計に計上されるという不整合を生ずる。もっとも、実際に対価の受払が行われない消費の把握を進めることは、国際収支統計の「旅行サービス」データが一般の旅行者に焦点をあてた観光統計と乖離する要因となるほか、統計作成実務上も基礎データの制約が大きいことから、我が国で導入するか否かについては、慎重に検討することが適切と考えられる。

この方法を仮に導入することとした場合には、次のような方法を探ることが考えられる。すなわち、統計作成実務的には、旅行者が自己負担していない消費額（例えば、企業が顧客を訪日・海外旅行に無料招待する場合の宿泊費、企業が会社負担で従業員を派遣する場合の研修・出張費等）については、その金額が旅行者本人にとって不明であるため、旅行者アンケート調査で把握されないと考えられる。これらは我が国において、前述のとおり、別途の基礎データである「支払等報告書」を利用することで、現状でも把握可能である。

一方、滞在先友人宅での宿泊・飲食等については、非居住者との資金決済が発生しないことから、「支払等報告書」で把握されない。このため、次回、旅行者アンケート調査を行うにあたっては、無償で取得した財貨・サービスがあるか否か、それが誰によって提供されたか、についても質問し、「支払等報告書」で把握されないようなケースが多い場合については、無償で取得した財貨・サービスがない旅行者の平均消費額を利用する（例えば、同じ国に滞在した旅行者の一泊当り宿泊費、一日当り飲食費を滞在日数に乗じる）等の方法により、「旅行サービス」に反映していくことも考えられる。ただし、こうした推計額の精度については、一定の幅を持つてみる必要がある。

## 6．おわりに

本稿では、「旅行サービス」を巡る議論と具体的な課題、その対応策としての推計方法の変更の内容・方向性について整理した。消費額アプローチに基づく推計方法の下では、特に旅行者一人当り消費額について、今後、何らかの方法で更新を行っていくことが、統計精度を高めるうえで不可欠と思われる。その際、観光統計全般の整備を、費用を抑えつつ進める観点からは、関係各所の協力を得ながら、基礎データの入手や共有を進めることが有力な選択肢の一つとなろう。

以 上

## [参考文献]

IMF, “Balance of Payments Manual, fifth edition,” 1993

——, “Balance of Payments Compilation Guide,” 1995

——, “Balance of Payments Textbook,” 1996

——, “Revision of the Balance of Payments Manual, fifth edition (Annotated Outline),” 2004

観光政策審議会、「今後の観光政策の基本的な方向について」、1995年6月

観光政策審議会、「21世紀初頭における観光振興方策について」、2000年12月

観光立国懇談会、「観光立国懇談会報告書」、2003年4月

観光立国関係閣僚会議、「観光立国行動計画」、2003年7月

国土交通省、「グローバル観光戦略」、2002年12月

河田守弘・日原勝也・蹴揚秀男、「外国人観光客に係る統計情報のあり方に関する研究」、2004年11月、国土交通政策研究第38号

国土交通省、「我が国の観光統計の整備に関する調査報告書」、2005年8月

内閣府経済社会統計整備推進委員会、「政府統計の構造改革に向けて」、2005年6月

(BOX1)

### 日本銀行国際局による旅行者アンケート調査

日本銀行国際局では、「旅行サービス」推計の基礎データを更新する目的で、2005年度に成田国際空港・関西国際空港において、訪日外国人旅行者および出国日本人旅行者に対して、旅行者アンケート調査を行った。旅行者一人当たり消費額は、訪日外国人が12.2万円、出国日本人が15.7万円となった。

旅行者アンケート調査の概要は、「訪日・海外旅行における消費額等の調査結果について」として日本銀行ウェブサイト (<http://www.boj.or.jp>) にて公表済。

海外・訪日旅行における旅行者一人当たり消費額については、他の機関も調査を行っており、結果の比較対照が可能である。各機関の調査結果を、同一のベースになるように調整したうえで比較してみると、概ね同じ水準となっている。このことから、2005年度旅行者アンケート調査から得られた旅行者一人当たり消費額には、相応の信頼性があるものと考えられる。

### 各種調査における旅行者一人当たり消費額（試算値）

(単位：万円)

	日本銀行「旅行者アンケート調査」	JNTO「訪日外国人旅行者満足度調査報告書」(2005年6月)により推計	東京都「観光客数等実態調査」(2004年度)により推計	マーケティング研究所「JTB Report 日本人海外旅行のすべて」(2005年)により推計
訪日外国人	12.2	17.0	11.8	
出国日本人	15.7			16.4

(注1) JNTOは国際観光振興機構の略称。マーケティング研究所はツーリズム・マーケティング研究所の略。

(注2) 日本銀行による調査の旅行者一人当たり消費額は、個人客、ツアー客の一人当たり消費額を、国土交通省「国際航空旅客動態調査」から得られたそれぞれの割合(訪日外国人で80%：20%、出国日本人で56%：44% <2004年度調査>)で加重平均して作成。

(注3) 「旅行サービス」の定義に合致するように、「国際航空運賃を含めず、訪日前に支払った旅行代金(うち国際航空運賃を除く)を含む」ベースに統一(試算値)。具体的には、JNTOと東京都による調査(ともに「日本国内での消費額」を公表)については、日本銀行による調査で得られた、訪日前に支払ったツアー代金相当額(国際航空運賃を除く)を加算。また、マーケティング研究所による調査(「航空運賃を含む旅行者一人当たり消費額」を公表)については、日本銀行による調査で得られた国際航空運賃相当額を控除。

## 旅行者アンケート調査の概要および結果について

### (調査概要)

調査実施時期：2005年6月、8月、11～12月、2006年1～2月（各1週間）

調査対象：訪日旅行を終えて帰国する外国人、海外旅行を終えて帰国した日本人  
—— 就労目的の滞在者、長期留学生、ツアーコンダクターを除く。

標本数：訪日外国人4,259票、出国日本人6,263票（有効回答票ベース）  
—— 標本数は、調査の結果得られた対全世界の旅行者一人当たり消費額が、信頼区間95%で誤差率5%未満に納まるに十分な規模。

調査場所：成田国際空港、関西国際空港  
—— JNTO「入国港/国籍別外国人正規入国者数」、「出国港/月別出国日本人数」によると、訪日外国人の約73%、出国日本人の約79%が上記2空港の何れかを利用。

調査方法：質問票によるアンケート調査（回答者記入方式）  
—— 調査票は日本語、英語、韓国語、中国語（簡体字）  
—— 調査会社への委託により実施（回答者は調査場所でランダムに選択）。

調査内容：性別、年齢、滞在日数、旅行の主な目的、消費額やその内訳等。

### (調査にあたって)

「旅行サービス」推計のために旅行者アンケート調査を行なっている諸外国の統計作成当局等では、旅行者からより正確な回答を得るために、調査票における質問項目（順番、内容）を工夫しており、今回の調査ではそれらを参考に以下のような取組みを行った。

相対的に回答し易く、旅行内容を想起し易い質問項目（性別、年齢、旅行先、滞在期間等）から列挙。

消費に関する質問項目（支出総額とその内訳）のほか、支払手段に関する質問項目（両替額、ATM・CDからの引出し等）を設けることで、支出総額とその内訳の想起を容易化。

支出総額に加え、その内訳に関する質問項目を設け、内訳の合計が支出総額から大きく乖離する場合は、信頼性が低いとみなして有効回答票から控除。

(調査結果)

外国人の訪日旅行における消費額

(単位：票、円)

	個人客								ツアー客	
	回答者数	一人当たり支出総額	航空運賃	国内移動費	宿泊費	飲食費	娯楽費	土産物費	回答者数	一人当たり支出総額
世界計	3,262	190,891	74,865	13,489	37,767	20,483	9,570	17,026	997	192,512
アジア	1,096	162,884	47,597	11,553	32,858	18,466	9,079	23,066	869	190,483
韓国	248	105,343	35,855	8,327	15,819	12,140	6,524	9,379	294	137,928
中国	193	209,347	43,440	19,223	37,859	22,009	10,686	37,457	70	232,439
香港	171	154,552	48,687	7,167	28,152	17,785	11,992	28,386	202	179,892
台湾	190	124,217	34,521	10,387	26,414	14,368	7,854	23,215	232	248,481
シンガポール	56	211,559	81,951	7,514	58,434	19,078	7,334	20,022	30	141,086
欧州	661	215,405	96,367	14,238	41,530	20,810	8,842	14,547	29	162,892
英国	207	232,709	103,678	13,613	44,310	20,284	11,141	17,220	9	375,408
ドイツ	92	251,199	128,249	15,228	53,778	21,923	5,514	8,081	4	363,278
フランス	119	192,659	77,769	15,903	40,212	19,195	7,250	16,550	2	121,529
オーストラリア	397	202,048	94,206	12,846	42,136	18,423	8,890	11,224	29	198,251
北米	1,005	204,292	87,149	15,345	40,630	23,532	10,516	12,709	63	229,438
米国	800	202,980	89,163	15,892	41,872	24,316	9,819	12,589	56	244,102

(注1) その他の費用(通信費等)があるため、支出総額と内訳の合計値は一致しない(下表において同じ)。

(注2) ツアー客の支出総額にはツアー代金を含む(下表において同じ)。

(注3) 国・地域の区分は居住国・地域に基づく。

日本人の海外旅行における消費額

(単位：票、円)

	個人客								ツアー客	
	回答者数	一人当たり支出総額	航空運賃	国内移動費	宿泊費	飲食費	娯楽費	土産物費	回答者数	一人当たり支出総額
世界計	2,835	253,610	107,286	13,922	50,261	23,151	12,433	26,183	3,428	256,500
アジア	1,017	161,022	61,254	10,264	34,141	16,768	8,955	14,922	900	139,969
韓国	241	135,502	42,724	8,028	33,314	16,717	10,050	19,264	248	111,939
中国	318	163,875	68,024	11,521	31,094	17,964	8,805	11,041	112	128,976
香港	44	156,800	64,270	7,996	36,001	15,503	5,691	17,746	49	124,561
台湾	96	130,145	45,641	6,153	30,777	12,910	4,290	14,257	109	102,125
シンガポール	40	118,780	53,752	3,639	28,368	10,790	2,915	14,630	64	134,672
欧州	896	315,747	146,141	17,264	59,631	28,130	12,282	35,222	1,334	327,912
英国	178	322,231	142,680	16,524	59,774	22,941	12,411	25,619	145	353,172
ドイツ	125	319,504	157,966	22,656	61,513	29,146	12,103	26,987	135	343,630
フランス	185	350,429	158,714	19,127	61,942	38,413	13,378	56,309	142	332,707
オーストラリア	79	337,053	118,771	12,024	106,702	26,486	22,609	21,250	105	327,442
北米	769	275,260	108,533	14,130	51,794	24,451	14,919	31,277	944	246,391
米国	666	274,838	110,000	13,680	53,178	24,537	14,524	31,097	645	263,523

(注) 国・地域の区分は第一渡航先に基づく。

(BOX2)

国・地域区分、業務・業務外区分の推計方法

イ．国・地域区分

受取

$$N\text{国の金額} = \text{受取総額} \times \frac{N\text{国籍の旅行者数} \times N\text{国からの旅行者一人当り消費額}}{\sum \text{国籍別旅行者数} \times \text{国別旅行者一人当り消費額}}$$

国籍別人数：法務省「法務統計月報」

国別旅行者一人当り消費額：国際観光振興機構(以下、JNTO)「1994年度訪日外客消費額調査」

支払

$$N\text{国の金額} = (\text{支払総額} - \text{旅行会社等から提出される支払等報告書の}N\text{国向け支払額}) \times$$

$$\frac{N\text{国への出国者数} \times \text{旅行者一人当り消費額}}{\sum \text{国別出国者数} \times \text{旅行者一人当り消費額}} + \text{旅行会社等から提出される支払等報告書の}N\text{国向け}$$

支払額

国別出国者数：法務省「日本人出・帰国記録<sup>18</sup>(2000年7月～2001年6月)」×国土交通省「航空輸送統計速報」の地域別伸び率×周遊旅行を勘案するための掛け目

旅行者一人当り消費額：ツーリズム・マーケティング研究所(以下、マーケティング研究所)「JTB Report 日本人海外旅行のすべて」

ロ．業務・業務外区分

業務旅行

$$\text{業務旅行の金額} = \text{受取} \cdot \text{支払総額} \times$$

$$\frac{\text{業務旅行者数} \times \text{業務旅行者一人当り消費額}}{\text{業務旅行者数} \times \text{業務旅行者一人当り消費額} + \text{業務外旅行者} \times \text{業務外旅行者一人当り消費額}}$$

< 受取 >

業務旅行者数：JNTO「国籍別目的別訪日外客数」の商用客+法務省「法務統計月報」の在留資格のうち業務旅行に該当する<sup>19</sup>訪日外客。

業務旅行者一人当り消費額：JNTO「1994年度訪日外客消費額調査」、2002年度旅行者アンケート調査

業務外旅行者数：JNTO「訪日外客数」- 上記業務旅行者数

業務外旅行者数一人当り消費額：JNTO「1994年度訪日外客消費額調査」、2002年度旅行者アンケート調査

< 支払 >

業務旅行者数：JNTO「出国日本人数」×マーケティング研究所「JTB Report 日本人海外旅行の

<sup>18</sup> Embarkation/Dissemination カード(通称 ED カード)。我が国では2001年6月末に廃止された。

<sup>19</sup> 外交、公用、教授、芸術、宗教、報道、法律・会計業務、医療、研究、教育、技術、人文知識・国際業務、興行、技能、研修。

すべて」のうち業務目的<sup>20</sup>の割合

業務旅行者一人当り消費額：マーケティング研究所「JTB Report 日本人海外旅行のすべて」

業務外旅行者数：JNTO「出国日本人数」 - 上記業務旅行者数

業務外旅行者数一人当り消費額：マーケティング研究所「JTB Report 日本人海外旅行のすべて」

業務外旅行

業務外旅行の金額 = 受取・支払総額 × (1 - 上記業務旅行の割合)

---

<sup>20</sup> 業務出張、会議出席、研修視察・研究。



(BOX3)

### パッケージツアー代金に含まれる航空運賃の推計方法

IATA、航空会社等から基礎データ入手する方法

旅行会社、観光関連機関等から基礎データ入手する方法

旅行者アンケート調査の結果を利用する方法（具体的な方法は以下のとおり）

- （１）個人客の目的別航空運賃を利用（個人客の旅行目的別航空運賃が、ツアー客のそれと同額であると仮定）

ツアー客の航空運賃相当額

$$= \text{ツアー客の業務旅行者割合} \times \text{個人客の業務旅行者の航空運賃} + \text{ツアー客の業務外旅行者割合} \times \text{個人客の業務外旅行者の航空運賃}$$

- （２）個人客の支出額の内訳比率を利用（個人客とツアー客との間で、支出総額に占める航空運賃の割合が同じであると仮定）

ツアー客の航空運賃相当額

$$= \text{ツアー客の一人当り支出総額（パッケージツアー代金を含む）} \times \text{個人客の一人当り支出総額（航空運賃を含む）に占める航空運賃の割合}$$

- （３）個人客・業務外旅行者の支出額の内訳比率を利用（個人客の業務外旅行者とツアー客との間で、支出総額に占める航空運賃の割合が同じであると仮定）

ツアー客の航空運賃相当額

$$= \text{ツアー客の一人当り支出総額（パッケージツアー代金を含む）} \times \text{個人客の業務外旅行者の一人当り支出総額（航空運賃を含む）に占める航空運賃の割合}$$

### パッケージツアー代金に含まれる航空運賃相当額の推計値

（単位：万円）

	IATA 包括旅行運賃等を利用。	パッケージツアーの価格情報を利用。	—（１）個人客の目的別航空運賃相当額を利用。	—（２）個人客の支出総額の内訳比率を利用。	—（３）個人客・業務外旅行者の支出総額の内訳比率を利用。	（参考）旅行者アンケート調査における個人客の航空運賃を利用。
全	—	—	10.1	10.7	9.8	10.7
韓	7.1	1.8～10.0	4.0	3.5	3.7	4.3
台	9.8	3.4～23.2	4.4	3.9	3.6	4.6
中	14.0	5.2～23.5	5.7	5.3	5.2	6.8
米	15.1	5.4～39.7	10.8	10.7	9.5	11.0
欧	24.6	7.6～42.0	13.7	14.8	13.4	14.6

(注1)「全」は全世界平均、「韓」は韓国、「台」は台湾、「中」は中国(香港を除く)、「米」は米国、「欧」は欧州を示す。

(注2) IATA 包括旅行運賃等は、(株)オーエフシーの「日本発 IT 運賃」を利用して作成。

(注3) JTB、近畿日本ツーリスト、日本旅行のフリー型パッケージツアー(食事・観光・送迎なし)の価格を利用して作成。中国は上海・北京、米国はサンフランシスコ・ロサンゼルス・ニューヨーク、欧州はパリ・ロンドン・ローマの平均値を示す(パッケージツアーは都市毎の価格差が大きいため、都市毎の旅行者数が入手できなければ、適切な航空運賃の算出は困難と思われる)。下限はオフシーズンに下位クラスの座席を利用した場合、上限はハイシーズンに上位クラスの座席を利用した場合を示す(下限は外空利用、上限は邦空利用が多い)。

(注4) IATA 包括旅行運賃等が日本発ベースであるため、上表では比較のために、その他の推計方法( . ~ ( 3 ))、旅行者アンケート調査における個人客の航空運賃(参考)についても出国日本人のデータとした。

我が国の実情に照らした、パッケージツアー代金に含まれる航空運賃の推計方法の  
メリット・デメリット

	メリット	デメリット
IATA 包括旅行運賃等を利用。	<ul style="list-style-type: none"> <li>公表情報を利用可能。</li> <li>定期的(四半期で発行)に更新される。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各航空会社は、IATA 包括旅行運賃を上限に独自の運賃を設定可能。航空運賃の自由化が進んでいる我が国においては、実際の運賃と乖離が生じる。</li> <li>空港別のデータを国別に集計する作業が生じる。</li> <li>集計値は日本発往復便のデータであるため、訪日外国人の航空運賃は出国日本人と同等であると仮定して用いる必要。</li> </ul>
パッケージツアーの価格情報を利用。	<ul style="list-style-type: none"> <li>公表情報を利用可能。</li> <li>定期的(シーズン毎に発行)に更新される。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>旅行会社毎にフリー型パッケージツアーを選択し、航空運賃(航空会社別)を算出する作業が生じる。パッケージツアーが多様化している我が国では、算定にあたり、どのツアーをどの程度利用したかによって、推計結果が異なってくる。</li> <li>空港別のデータを国別に集計する作業が生じる。</li> <li>外国からの訪日パッケージツアーについてデータを作成することは、作業量も嵩み困難であるため、訪日外国人の航空運賃は出国日本人と同等であると仮定して用いる必要。</li> </ul>

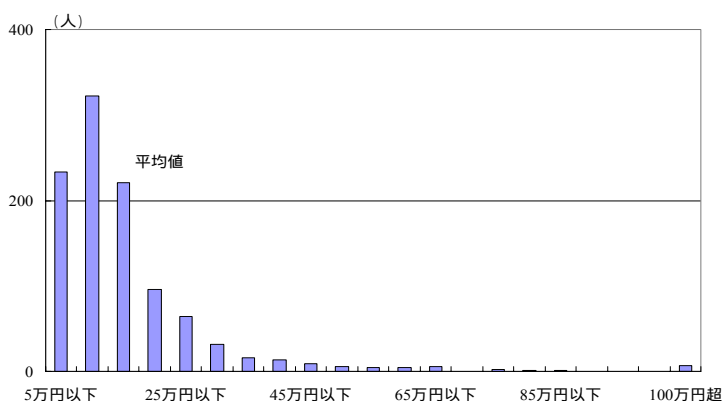
	メリット	デメリット
<p>－（１） 個人客の目的別航空運賃相当額を利用。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・旅行者アンケート調査の集計結果を加工することで利用可能。</li> <li>・出国日本人、訪日外国人別に航空運賃を算定することが可能。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定期的に旅行者アンケート調査を実施しない限り、適切な更新は困難。</li> <li>・航空運賃が自由化されている我が国では、個人客とツアー客との間で、旅行目的別にみた航空運賃が同額であるとの仮定は必ずしも適切とは言えない。</li> </ul>
<p>－（２） 個人客の支出総額の内訳比率を利用。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・旅行者アンケート調査の集計結果を加工することで利用可能。</li> <li>・出国日本人、訪日外国人別に航空運賃を算定することが可能。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定期的に旅行者アンケート調査を実施しない限り、適切な更新は困難。</li> <li>・個人客は正規料金を支払うケースが多いとみられる業務旅行者が多いため、実際の運賃よりも高めとなる可能性。</li> </ul>
<p>（３） 個人客・業務外旅行の支出総額の内訳比率を利用。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・旅行者アンケート調査の集計結果を加工することで利用可能。</li> <li>・出国日本人、訪日外国人別に航空運賃を算定することが可能。</li> <li>・ツアー客の９割程度（最低は米国の８７．３％、最高は韓国の９５．５％）が業務外旅行者であることから、個人客の業務外旅行者とツアー客の間で、支出総額に占める航空運賃の割合が同じであるとの仮定は妥当性が高いと思われる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定期的に旅行者アンケート調査を実施しない限り、適切な更新は困難。</li> </ul>
<p>（参考） 旅行者旅行者アンケート調査における個人客の航空運賃を利用。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・旅行者アンケート調査の集計結果をそのまま利用可能。</li> <li>・出国日本人、訪日外国人別に航空運賃を利用することが可能。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定期的に旅行者アンケート調査を実施しない限り、適切な更新は困難。</li> <li>・個人客は業務旅行者が多いため、個人客の航空運賃相当額を利用すると、実際の運賃よりも高めとなる可能性。</li> </ul>

### 旅行者アンケート調査の一人当り消費額の分布とバイアス

旅行者アンケートにおいて得られる一人当り消費額の母集団平均からの乖離は、サンプル数を適切に設定することによって、必要な信頼性を得ることができる。もっとも、サンプル調査である以上、調査結果と真の母集団平均との乖離を完全になくすことはできない。

こうした調査結果と真の母集団平均との乖離は、求められる信頼性の範囲内であれば一般に是認されているものであるが、旅行者による支出の特性を踏まえた「旅行サービス」の推計を行なうためには、その乖離の特性を知ることが有益である。そこで、調査により得られた一人当り消費額の度数分布をみると、正の歪みを持っており、高額消費を行なう比較的少数の旅行者が存在することがみてとれる。これに基づいて母集団平均とサンプル平均の乖離の方向をあえて考えてみると、そうした旅行者を十分に捉えられないことに伴って、サンプル平均が母集団平均に対してどちらかと言えば少なめとなる可能性があると考えられる。

一人当り消費額の分布（外国人・ツアー客）



(注) 旅行者アンケート調査で得られた個別データから、航空運賃（個人客・業務外旅行者の支出額の内訳比率を利用して推計）とシャトルトレードを除いたものの分布を示す。

この点を検証するため、旅行者アンケート調査で得られた個別データを使って、サンプルサイズの大きさによって、サンプル平均に特定の方向にバイアスがかかるかどうかを検証した。具体的には、まず個別データから、無作為で特定の数のサンプルを抽出し、その平均を算出するという操作を4,000回行う。次いで、こうして得られた4,000のサンプル平均の平均値を算出する。サンプルサイズを変えてこうした操作を繰り返して得られた結果を比較することにより、サンプルサイズの大小により、得られる平均値が「平均的に」どのような値になるかを把握することができる（モンテカルロシミュレーション）。これは、より大きなサンプルサイズの下で得られる平均値に対して、特定のサンプルサイズの下で得られる平均値がどのようなバイアスを「平均的に」有するかを示すものと理解できるが、そこで観察される傾向は、サンプル平均と母集団平均との間にも当て嵌まるものと考えられる。

ここでは、サンプルサイズを100、300、500、700に設定して行なったシミュレーションの結果を下表に纏めた。サンプルサイズが小さいほど、平均値は小さく、その結果、全標本を用いた標本平均との乖離率は大きくなる<sup>21</sup>。このことは、旅行者一人当り消費額の分布の形状に基づく特性から、サンプル調査によって得られた旅行者一人当りの消費額は、母集団平均との対比で少なめに測定される可能性があることを示唆している。ただ、そうした定性的な傾向があるにしても、全サンプルを用いた標本平均と、より小さなサンプルサイズの下で得られた標本平均との乖離率は、ごく小さなものであり、旅行者アンケート調査の信頼性を損ねるものではないと評価できる。

#### 標本サイズに伴うバイアスの検証（外国人・ツアー客）

標本数	平均値（円）	標準偏差（円）	全標本を用いた標本平均との乖離率（％）
100	144,006	2,366	-0.8
300	144,057	1,419	-0.7
500	144,728	1,008	-0.3
700	144,984	961	-0.1
全標本	145,120	—	—

<sup>21</sup> ごく小さなサンプルサイズの下で得られる平均値であっても、全サンプルから得られる平均値と大きく異ならないが、このことは、旅行アンケートにおけるサンプルサイズをごく小さなものとしてよいということの意味するものではない。表中の各サンプルサイズの下での平均値は、シミュレーションにおける4,000回の試行結果の平均値であり、各サンプルサイズの下で得られる平均値の「平均的な」姿を示すものであって、1回の試行により当該平均値が得られるわけではない。サンプルサイズが小さいほど、試行によって得られる4,000の平均値のばらつきは大きく、サンプルサイズが大きいほど試行によって得られる平均値のばらつきは小さくなっている。1回の旅行アンケート調査は、このシミュレーションにおける1回の試行に相当するものであるため、このことは、サンプルサイズが小さい調査から得られた結果は、母集団平均から大きく乖離する可能性が高いことを含意する。